

平成28年度 第1回 総社市入札等監視委員会

審議概要開催日及び開催場所

平成28年6月22日(水) 午前10時00分～総社市役所本庁舎2階会議室

委員 委員長 井上 信二

委員 小寺 立名

委員 山田 孝延 3名全員の出席であり委員会は成立

次 第

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

・ 審議対象期間の契約状況について

(事務局) 総括表をもとに、今回の対象期間である平成28年1月1日から3月31日までの事案について、対象件数は工事・コンサルを含め全部で122件であること。そのうち他所属の委託が20件、契約検査課・上水道課の建設工事等が102件であり、建設工事等については、一般競争が1件、指名競争入札71件、随意契約が30件。農繁期終了後に契約しなければならない案件や、12月補正予算措置により契約したものなどが多かった。他所属の20件のうち、10件が下水道課のもので、これは取付け柵設置や施設点検委託が多かったもので、その他の課は1者随契が大半であり、今回もマイナンバー関係のシステム修正が多かったこと等を説明。
(委員) 了承

・ 契約制度の現状について

(事務局) 委員構成や担当事務が同じような委員会が設置されていることから、物品と工事の指名委員会等を統合し分かりやすい組織とした。また最低制限価格の算定方式について、国の基準が28年4月に変更となることから、合わせて実施した。ただし、国からの通知が3月中旬であったため、業者への周知期間を考慮し5月からの適用とした。合わせて変動率について、プラス2%マイナス6%からプラス1%マイナス3%にした。これは工事の品質、業者の担い手確保、ダンピング受注の防止ということを考慮し改正した。

(委員) 了承

(2) 審議事項

審議対象案件の審議

(事務局) 当番の山田委員より抽出案件の説明をお願いします。

(山田委員) 建設工事・コンサルについては2件。1件目は解体工事で、落札率が低かったことから適切に施工されたかを中心に確認したい。2件目は、池田小学校の校舎棟増改修工事について、本体工事は一般競争としていたが、他の電気・機械工事、監理業務を1者随意契約としていたので、池田小学校の工事全体的なものを確認すべく選定。各課の委託関係では3件。全体に件数が少なかったが、指名競争入札から1件。随意契約からは、3者で見積り合わせとしていたものがあつたので、随契の理由が適正であるか確認するため選定。また、小額な契約であるが、1者随契としていたので、その内容を確認するために選定した。

抽出案件（審議順）

	契約方法	担当課	工事又は業務名
委託	随意契約	都市計画課	井風呂谷川砂防公園・砂川公園松枯れ予防樹幹注入業務
工事	随意契約	都市計画課	駅南区画仮設住宅解体撤去工事
委託	指名競争	地域応援課	井尻野福井本線外6線 FWD 調査業務
工事	一般競争 随意契約	教委庶務課・ 建築住宅課	池田小学校校舎棟増改修工事 池田小学校校舎棟増改修機械設備工事 池田小学校校舎棟増改修電気設備工事 池田小学校校舎棟増改修監理業務
工事	随意契約	教委庶務課	南棟1階便所機械設備改修

委員からの意見・質問，それに対する回答

委員からの意見・質問	担当課の説明・回答
<p>○井風呂谷川砂防公園・砂川公園松枯れ予防樹幹注入業務</p> <p>・随意契約の理由として，非常に専門的な知識が必要であり，市内には該当する者がいないということだった。本当に特殊かどうかインターネットで調べたところ，出雲市では松枯れ予防薬剤注入業者の紹介があり15者あった。森林組合が1者，他は土建業者，園芸業者，また個人もあった。本当に森林組合しか出来ないのか。また総社エリア外の組合に頼んでいる。総社エリアに該当する者はないのか。</p> <p>・市の面積の半分以上が山林。市の管轄をしているところ以外の民間の山林もある。民間にはどういう指導をしているのか。業者の紹介という話はないのか。</p> <p>・行政として連携してあたっていないのか。</p> <p>・以前もこの3組合でという案件がなかったか。</p> <p>・農林課も砂川公園の事ではなかったか。</p>	<p>・こちらで調べた限りでは，こういった業務についてはこの3者が合致している。松の状態についても，すべて確認が必要であり，松を特定する作業についても，業務に精通していると思っている。営利を目的としない団体であり，一番安く安価で契約できるのは森林組合であり，適切な契約と考えている。13ヘクタールもありながら，この金額で実施してもらっている。</p> <p>・都市計画課としては公園だけの担当であるので全体的なことはわからない。ただ，公園に林道があるので，農林課と話をしながら業務をしている。</p> <p>・公園の管理に必要なところについては，農林課，森林組合と連携し，専門的な見地をいただきながら，どこの松に樹幹注入が必要かなどピックアップしてもらい実施しているので，連携は取れていると思っている。</p> <p>・農林課の案件であった。農林課で依頼している業務と都市計画課で依頼している業務はほぼ同じもの。ただし，都市計画課としては公園に限られるので農林ほど大きな額ではない。</p> <p>・縦割りになっていて，公園のなかには都市計画課が管轄。農林課と一緒にやってもらえれば業務的には助かる。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・この3者で見積り合わせをしている期間は長いのか。 ・1者随契から見積もり合わせにしたと。この者と契約して長いのか。 ・農林課もそう言われていた。3者にしたがこの者とずっと契約していると。 ・それで他の2者は遠慮していると。 ・松枯れは伝染するものか。 ・県内のどこで発生しているとかそういった情報があるのか。 ・どの程度が松枯れとかボリュームで金額が変わると思うが、最近はどうか。 ・今の段階で問題点はないが、民間の参入が可能かどうか他都市を確認するなりして、検討していただきたい。 <p>○駅南区画仮設住宅解体撤去工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札結果表のくじ番号はどう影響するのか。 ・最低制限価格制度とするかどうかのルールはあるか。 ・確かに必要ないと思うが、その判断は担当課がするのか。 ・解体工事だから原則適用しないというものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・確認したところ平成22年から3者で実施。それまでは1者随意契約。 ・おそらくずっと変わっていない。 ・住所は矢掛町となっているが、担当エリアは総社市も含んでいる。もともとは総社市単独の組合であったが、合併をして矢掛町に移った。ただし事務所は市役所内にあり、色々連携もしやすい状況は変わらない。 ・それはわからないが、総社までの燃料代や時間を考えるとそうなるのかもしれない。 ・原因は虫なので、近くに虫がいれば運んで来やすいと思う。 ・農林課はもっているかもしれないが、都市計画課としては把握していない。 ・13ヘクタールの公園内であるが、現実としては予算の範囲内で優先順位をつけて実行している。 <ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格制度や低入札価格制度を適用すれば影響するもの。今回は適用しないので影響はない。ただシステム上、業者はくじ番号を入力しないと応札できないので、結果表に記載されている。 ・最低制限価格制度も低入札価格制度も制度はあるが、どの工事だから適用するというものはない。今回は解体工事であり、出来栄えや品質を考慮しなくてよいことから、適用しなかった。 ・指名委員会に諮り決定した。 ・その都度諮ります。
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・解体ということは、出た廃材等の処分も含むのか。 ・軽量鉄骨であるが、粉々にせずきちんと解体すれば再利用もできるのでは。 ・業者が管理するということは、再利用し何らかの利益が生じることもある。 ・なぜこんなに落札率が低いのか。設計価格が高いのか。 ・東北の場合の仮設住宅は、撤去したら東南アジア等に移ったニュースも見た。安く落札し転売するのかと思った。 ・一番高い応札額と落札した者の応札額で1.5倍くらい違う。一番高い応札額でも設計が書くより1割くらい安い。設計額が高いのかと思えるが。 ・最低制限価格を設定していないので、ちゃんとした競争入札であれば問題ない。最低制限価格があると、設計金額が基準となり高止まりとなりかねない。結果論からいうと、設計価格が高いように見えなくもないので、特に問題はないが、設計金額の作成には慎重に適正なものをお願いしたい。 <p>○井尻野福井本線外6線 FWD 調査業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道の歪みなどを調査して、どこを直すのが一番効率がよいか判断するものでよいか。 ・距離的にはどのくらいか。 ・国か県の補助はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・含みます。 ・処分するものは分別し、それぞれの適切な処分地に運ぶ。再利用するものもある。業者が管理している。 ・鉄は売れるものとし、最初から設計の際に考慮している。 ・設計価格については、積算基準により一般的な単価を使っている。積算基準にないものは、見積もりを参考にしているので、設計金額としては正しいものと思っている。業者が落札率をいくらで請け負うかは、そこの業者の努力かと。 ・たとえば経費の中で業者が人件費以外のところ。新たに資材を買う必要がある業者は高くなるのではないか。また、そういう工事のノウハウの有無にもよるかもしれないし、当時の各社がどの程度仕事を抱えていたかにもよる。 ・今回調査したのは18km。 ・調査から舗装まで国庫補助がある。事業費の5
--	--

<p>・入札結果表のところで、落札者と2倍くらい差がある者がある。車両などの機械を使って同じように調査するものではないのか。業者のノウハウで違うのか。</p> <p>・指名業者数は4者で1者辞退したと。</p> <p>・調査方法が確立されていないと。</p> <p>・最低制限価格は68%か。</p> <p>・どういう算出方法か。一律68%か。</p> <p>・1者だけだんとつで価格が高い。あまりにも落とす気がないという形で応札されると、入札について不誠実ということで、指名停止の可能性もあるという緊張感も必要かもしれない。一生懸命入札してくださいと。この積算についてはどうなっているのかと事後的に尋ねるとか。根拠もなしに応札するのは不誠実であるとか。今回はまだ始まったばかりの業務でここまで言わなくていいと思うが、あまりに極端になるとどうかと思う。</p> <p>・入札を紳士におこなったかどうか。他社に比べてあまりに金額が違う場合、誠実な入札であったか、確認することも検討していただきたい。</p> <p>○池田小学校校舎棟増改修工事 池田小学校校舎棟増改修（機械・電気設備）工事・ 監理業務</p> <p>・一般競争入札と継続ということで随契の2つと。一般競争で予定価格と設計価格が同じであるがそれでいいのか。</p>	<p>5%。</p> <p>・設計金額を公表していないこともあると思うが、各業者の都合もあると思う。たくさん受注していて手一杯の場合はあまり欲しくないかもしれない。欲しい者のほうがより安い価格で応札するのではないか。事前に参考見積もりをもらった際にも単価の開きがあった。この調査は県下でも始まったばかりで、どういった調査方法か確立されていないため、各者の方法にゆだねられていることから、差が出ていると思われる。</p> <p>・そうです。年度末であり、多忙であったのかもしれない。</p> <p>・点検する車の分掛、調査し掘削する分掛に金額の開きがあった。</p> <p>・68%で設定している。</p> <p>・契約検査課で執行している測量・建設コンサルでの入札は基準率を68%としているので、それに倣った形をとったもの。工事は細かく基準率を設定するが、こういうものは68%で。</p> <p>・分切りをしてはいけない。同額でなければならぬという指導です。以前は総社市も端数調整程度はしていたが、これもできなくなった。</p>
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・これまで予定価格を見たなかでは違うものもあった。 ・下げずにそのまま予定価格とするようにというのは国の指導か。 ・随意契約の説明で、受注者の責めに帰すべき理由で、契約解除したとあるが、その後の説明では、前工事と後工事業者が別の者となるのは瑕疵担保の関係で問題があるというのは説明がおかしいのではないか。 ・工事監理業務について、耐震補強と増改修の設計業務は別々で入札したのか。 ・増改修はどうした。 ・最初の耐震のみ入札で、残りは随契と。建築の専門的な観点から言うと、設計から監理までが同じ業者であることは望ましい。片方が競争で、片方が随契とすると、競争入札で価格を下げて、随契で帳尻を合わせるということも聞く。設計で競争入札をし、監理でも競争入札というのはよくないが、やはり設計と監理をあわせて競争入札にできないものか。 ・分離発注の機械工事と電気工事。前工事も随意契約か。 ・最初に入札したが、本体工事が途中で解約となったので、この2件も途中までとなった。 ・機械と電気も解約をしなければならなかったのか。 ・出来る状態になったのでもう一度お願いしたと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各課で契約している業務では違うこともある。 ・国の指導です。ただし、今回随意契約とした3件は設計価格と予定価格が違う。これはあえて前工事の落札率をかけて予定価格とし、その範囲内で業者と交渉するためにしたもの。 ・説明不足です。池田小学校耐震補強工事の建築本体工事について、受注者の責めに帰すべき理由で契約解除となった。本体が契約解除となったことから、分離発注していた機械設備工事、電気設備工事も途中で止めることとなったもの。機械設備工事、電気設備工事の受注者には落ち度はない。 ・耐震補強工事の設計は1年前に入札を行っている。 ・随意契約とした。 ・最初に入札を執行した。 ・本体工事も耐震補強工事まで行ってもらい契約を解除した。このため機械工事も電気工事もそのままとなった。 ・いつ工事を再開できるかわからなかった。たちまちは予算もなく、設計もやり直しとなった。何とか2月に契約にこぎつけたという状態。 ・機械・電気の業者からも工事が途中までとなるがどうすればいいのかという相談はあった。すぐに発注できればよかったが、もしかすると翌年度になるかもしれないという状態であったので、一度区切りをつけた。
---	---

<p>・中絶でよかったのではないかと、切らなくてよかったのではないかとという判断もある。ただ、いつ再開できるかわからなかったため、この部分については仕方がないと判断する。</p> <p>・この随契については設計金額から前回入札の落札率をかけて予定価格をしているのはこの委員会の意見としては妥当であると判断する。</p> <p>○南棟 1 階便所機械設備改修</p> <p>・ 1 階が和式ばかりであったからグレードアップしたと。</p> <p>・ 2 階の和洋のバランスは。</p> <p>・ 1 階を来客用にしたため改修し暖房便座付などにし、女子は一部和を洋にしたと。</p> <p>・南棟の 2 階は、1 階の改修前と同じ。何も耐震改修で改修する必要はなかったのでは。来客者用であれ、生徒用であれ同じ仕様であったのに、なぜ耐震改修の際に来客用だけグレードアップするのがわからない。</p> <p>・職員室は 2 階では。</p> <p>・職員用のほうが機能がよいものになった。</p> <p>・状況がわかりづらいので難しいところであるが、随意契約にした理由は妥当であり、特に問題ないと判断する。</p>	<p>・そうです。</p> <p>・男子用は和式 2、女子用は和式 6、洋式 1 で暖房便座なし。</p> <p>・そうです。適正個数というのがあり。教職員の人数と男女比から判断している。</p> <p>・南棟 1 階は 3 年生が使っていた。南棟 2 階は来客者と職員と生徒と一緒に使っていた。職員室から近いということもあったが、以前から生徒と別にという要望はあった。耐震にあわせ職員室の改修も行い離れた場所に仮設職員室を作った。このため南棟 2 階の職員の使用頻度が大きく低下し、生徒が主に使うようになった。職員室が元に戻った際に、南棟 2 階は生徒が使い慣れたから、職員と来客用は他の場所にしようとなり、南棟 1 階となった。来客用ということもあり、ここで改修することにした。</p> <p>・はい。職員は少し不便になった。</p> <p>・来客用でもあるので、機能のよいものとした。職員は距離的には不便になるが、生徒の利便性を優先した。</p>
--	--

審議の結果について

(委員長) 個々の意見は述べたとおり。検討できるものもあったので、よく検討してほしい。

(3) その他

・報告事項

(事務局) 1月と4月の開札で、特定の者が多数落札する現象が生じた。1月の舗装の開札で12件指名し7件落札した者。4月の機械設備工事の開札で3件指名し3件とも落札した者があった。同じときに同工種の工事を多数出したので積算がしやすかったのではないかと、変動率が似通っていたとか考えられるが、念のためシステムを管轄している者に不正アクセスのログの確認をお願いし、不正なアクセスはなかったことを確認している。また、入札のシステムは業者側も発注者側も暗号化して通信しており、セキュリティ面は十分保たれ不正はできない。偶然の事象と思うが念のため報告する。

2点目。変動率が高かった場合などで全者不調となった場合、変動率を一番低くして再計算する制度を昨年度導入した。これは27年2月の委員会でご指摘いただいたものであったが、今年度になり数件該当する案件が出た。ただ、いざその措置をした際、業者への説明が不十分であったためご指摘を受けた。今後そういった措置をとった際は、丁寧な説明を心がけたい。

(委員) 報告ということで聞き置いた。

・次回の日程等

(事務局) 次回の日程については8月定例会になりますので、平成28年8月18日(水)午前10時からお願いいたします。選定の当番は井上委員長になります。

3 閉会

(事務局) 以上をもちまして平成28年度第1回の委員会を終了します。

平成28年度 第2回 総社市入札等監視委員会

審議概要開催日及び開催場所

平成28年8月18日(木) 午前10時00分～12時00分

総社市役所本庁舎2階会議室

委員 委員長 井上 信二

委員 小寺 立名

委員 山田 孝延 3名全員の出席であり委員会は成立

次 第

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

- ・審議対象期間の契約状況について(事務局が説明)

総括表をもとに、今回の審議対象期間である平成28年4月1日から6月30日までの契約状況について説明。対象件数は建設工事・コンサルを含め全部で323件であり、年度当初のため、各課で行う委託が255件あった。今回から、各課で行う修繕も含めているが、件数は昨年度(320件)とほぼ横ばいであった。そのうち、修繕に関するものは13件であった。

契約検査課・上水道課の建設工事等が68件であり、内訳としては、一般競争が1件、指名競争入札50件、随意契約が17件。件数としては、昨年度(64件)とほぼ同数。

昨年度で学校の耐震工事などがほぼ終わり、金額の大きい工事は少なくなっている旨等を説明。

委員から、随意契約で一番金額の大きいものは何であったかという質問があり、回答した。

(2) 審議事項

審議対象案件の審議(当番の井上委員長より抽出案件の説明)

各課の委託関係では2件。年度当初であり、4月契約のものが多いため、全体の件数も多かったが、その中でも、落札率が100%の随意契約を選んだ。商工観光課については、1者随意契約としていたので、その内容を確認するために選定した。また、環境課については、2者で見積もり合わせをしているが、金額も大きく、適正な契約であるかを確認するため選定した。

建設工事・コンサルについては3件。随意契約が2件と一般競争入札が1件。随意契約については、いずれも1者随意契約であるため、その理由について適正であるかを中心に確認したい。

抽出案件(審議順)

	契約方法	担当課	工事又は業務名
委託	随意契約	環境課	総社市営斎場火葬業務委託
工事	随意契約	土木課	清音神在本線改良(6工区)工事
委託	随意契約	教委庶務課・ 建築住宅課	総社小学校校舎改築工事实施設計業務
工事	一般競争	上水道課	小寺配水池据付外工事
委託	随意契約	商工観光課	総社市プレミアム付商品券(第2弾)販売代金徴収事務委託

委員からの意見・質問、それに対する回答

委員からの意見・質問	担当課の説明・回答
<p>○総社市市営斎場火葬業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格と落札額が同額。毎年同じ契約額か。 ・ ここ何年か同じ金額が続いているのか。 ・ 予定価格はこの金額でこの数年同額か。 ・ 契約金額は、主にこの4名の人件費と考えてよいか。 ・ 施設の運営費、消耗費とかは含まれないのか。 ・ 他市の場合、こういった火葬業務はアウトソーシングしているのか。 ・ 直営・派遣・委託の場合の値段の差は。 ・ 直営の場合は、色々な業務改善や工夫がしやすいのでは。 ・ 総社市の火葬場はここだけか。これからの高齢者社会で、業務自体が過密になるのでは。 ・ 大都市では3、4日待つことも多いと聞くが。 ・ 総社市は総社市だけで、他自治体の受け入れは。 ・ 会計的には手数料等設定し徴収しているのか。 ・ 予定価格は、昨年から同額であるが、消費税で割っても割り切れない。昨年の予定価格は相手にはわかるものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格については昨年と同額を設定した。 ・ 今年と昨年は同額であったが、昨年・一昨年は予定価格より若干だが低い金額で契約した。まったく同額ではない。 ・ 人件費のこともあり、少しアップはしている。ただし昨年と今年と同額とした。 ・ ほぼ人件費です。 ・ 含まれない。 ・ 指定管理でしているところもあるし、同様に委託しているところもある。他市では1者随契が2件。直営のところもある。 ・ 直営となると、公務員でもあり人件費は高くつくと思う。共済費・退職金もある。 ・ 直営のメリットもある。安定した運営もできる。委託をする場合は、金額の部分で安くできる。委託業者の工夫・勉強で安定した運営をお願いしている。 ・ 5つの炉がある。昨年の実績は875件。友引を除く稼働日数が300日であるので、一日平均3件。多い日少ない日とある。多い日で1日10件が上限。1つの炉が一日に2回使える。まだ余裕はある。上限になると次の日に伸ばしてもらっている。 ・ 年始は3日休むので、4日は込み合い待っていただくこともある。 ・ 市外も受け入れている。岡山市との境あたりの方も結構ある。総社の方が近いため。 ・ 市内が8,000円。市外が43,000円。 ・ わかっていない。たまたまと思うが、昨年の上限と合わせたからか。

<ul style="list-style-type: none"> ・他市との比較で、2市が同様に委託ということであったが、その2市は総社市と同様の業者に出しているのか。 ・総社市の火葬場を建設したプラントメーカーと契約することは出来ないのか。 ・県外の業者であるが、建設したメーカーと比較している。やってくれそうなところは他にないのか。 ・精一杯調べて、出来ないと言われれば仕方ない。一度やってしまえばできると思うが。 ・斎場には、市職員も配置されているのか。 ・指定管理で、一括でするより、今の形の分業のほうがよいのか。 ・今の時点では業者を増やすことは難しいと説明を受けた。特に問題はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1つは同じ者であるが、1つは建設したプラントメーカーの子会社と聞いている。 ・その者と見積り合わせとしている。 ・機械が違くと受けてくれない。葬式業をされる大手何社かに確認したが、経験がないので火葬はできないと言われる。 ・比較できる範囲で2者となった。 ・正規職員が1名と嘱託が1名。清掃は別業者。案内等はシルバー人材センターから3名派遣してもらっている。 ・建設の際の地元との条件で、直営を希望されている。そのため、火葬は委託して接待は直営で行っている。
<p>○清音神在本線改良（6工区）工事</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格について、前年度の契約の落札率を加味しているか。 ・前回の落札が約84%で落札している。今回は時間的な都合もあり、前回工事をした社に同じ落札率をかけて予定価格を設定し、1者随契をしたのか。 ・踏掛板とはどういうものか。 ・補助金の関係で、年度内に執行しないといけないので、出来るところまで行って打ち切って、残りを年度を越えて契約すると。もう一度入札すると時間的に間に合わず、そのまま取り掛かって最後までやってもらえれば価格も安く間に合うと。結構こういうことはあるのか。 ・28年度着工分については補助金はでないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加味して設定をしている。約84%。 ・そうです。 ・厚さ50センチ、長さが8メートル幅員が12メートル程度のコンクリートの板を設置して段差を解消するもの。 ・今回は合併特例債という27年度で交付金が終わる格好にしてもらっていたもの。その関係で27年度中には終わっておきたいという指導もあり、途中でとなった。 ・はい。ただし、他のところで増額変更して交付

<p>・国や県の補助が含まれるものは全部こうなのではない。繰越をしてよいものもある。</p> <p>・28年度に合併特例債が使えないと。</p> <p>・工事自体は4月の始め。形だけ切って残りのものを随契で出したと。市というより補助の出し方に合わせるために仕方ないのか。補助金によって国から指導があるのか。繰り越しても違法ではないのではないか。</p> <p>・随意契約の理由として内容的には理屈は通っていて問題はない。</p> <p>○総社小学校校舎改築工事実施設計業務</p> <p>・基本設計・実施設計は一体となって設計事務所が実施するのが通例。なぜ分けて契約したのか。基本設計段階で実施設計を含め入札なり、プロポーザルなりするべきでは。</p> <p>・予算の取り方の問題なのか。</p> <p>・当然工事監理が発生するが、実施設計の業者に随契とするのか。</p> <p>・わざわざわけて、その後を1者随契するのであれば、基本・実施・監理は一体として契約したほうが良いと思うがどうか。</p> <p>・予算の関係をどうみるか。債務負担を競ってする場合としない場合の違いは何か。先を見通して債務負担して一括入札できなかったのは何かあったのか。</p> <p>・担当としたら予算がそうなっているのは仕方ない。債務負担は財政課が案をだすのか。</p>	<p>金をもらっているところもある。結果として27年度分の補助はいただいている。残りはどうしても持ち出しとなる。</p> <p>・特別な理由がある。大型事業であり、何億も交付金が入ってくる。交付金は県単位で入ってくる。総社市につき込んで他が少なくなることも考えられる。うちが結構な額をいただいているので返すことは駄目という指導があった。</p> <p>・そうではなく、交付金を27年度中だけで、28年度はないということで、繰越は避けて欲しいとの指導であった。</p> <p>・繰越は出来るだけ避けるようにというのはある。うちの補助の額が他市にくらべてはるかに多いというのもある。</p> <p>・予算のこともある。実施計画によって27年度に基本設計をし、28年度に実施設計をするとなっている。</p> <p>・大きい事業の場合、債務負担を組んでしたこともあるはずが、今回はこういった予算を組んだ。</p> <p>・工事監理も、実施設計をしていただいた設計業者に出すのが適切と考えている。</p> <p>・契約担当としては予算が決まった時点からしかわからない。債務負担を組んだ例もあるはず。</p> <p>・担当部署がどう考えているかが一番だと。</p>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計はいくらだったか。 ・基本設計だけ実施して、中止になるようなことになると困るが、合理的に考えれば最後までやりきるとして、基本だけでなく実施も監理もやりきってほしいが。 ・基本設計の前の基本計画はどこが担当か。 ・小学校全部の耐震や生徒数の動向を見込んで今後の改築なりをどうするかというのが基本計画と思うが、そういったものはないのか。 ・そういったファシリティマネジメントが自治体の運営の一番のもと。単発的な予算の区分でわけてしまうのはどうかと思う。 ・工事監理の期間中に手直しや、調達の状態によっては差し替えもある。予算の取り方なり、もう少しスムーズにできる方法があるなら、今の状況と照らし、今後の検討としていただきたい。 <p>○小寺配水池据付外工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争で事後審査ということだが、事後審査しない入札もあるのか。 ・条件付とあるのは、こういった条件か。 ・これを満たしているかを審査するのか。事後なら1者だけ審査すればよい。以前にも聞いたが、確認のためくじ番号等を再度説明して欲しい。 ・変動率の計算方法は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約額は税込みで1970万くらいであった。 ・この建物としては耐震の設計まで作成したが、金額面等を考慮して建て替えとなったと聞いている。また、ここは遺跡の関係から、大きなものが見つかる可能性もあり、工事の中断だけでなく工事自体ができなくなる恐れもあった。 ・教育委員会。 ・確認して、連絡します。 <ul style="list-style-type: none"> ・事前審査という方法もある。総社市の一般競争は事後審査型。 ・入札参加資格条件を何点か設定している。 ・一番上の社を例にすると、入力くじ番号が、各社が応札した際に任意の3桁の数字を入力するもの。到着ミリ秒が、システムに各社が入札したものが届いた時間のゼロ以下の数値。それを足したものが各社の決定くじ番号。決定くじ番号を全社足したものがくじ番号の合計値となり、これが変動率に影響する ・言葉では説明しづらいが、計算式としては「決定くじ番号」の和の十の位の数字を「X」、一の位の数字を「Y」、百の位の数字が0又は偶数の場合は「Z=-1」とし、奇数の場合は「Z=1」とし、次の計算式に「X」「Y」「Z」をそれぞれ代入して変動率を算定する。 変動率 $= (0.002 \times X + 0.0002 \times Y) \times Z - 0.01$
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・基準率とは何か。 ・基準率に変動率が加わる。変動率は誰も操作できないのか。公正であり偶発性をもったものと理解すればよいか。 ・基準率は、業者の算出でだいたいのは出る。2者が失格となったが、各社最低制限の周辺の額で応札している。一般競争ということで、金額が大きかったことからこの案件を選定したが、妥当な処理をしていると判断する。 ○総社市プレミアム付商品券（第2弾）販売代金徴収事務委託 ・プレミアム商品券という通常出てこない案件ということで選んだ。相手先のリブ総社店というのは、入っている事業所で作っている組合か。 ・購入は総社市民のみか。 ・全国的に一度は同様のことを実施したが、岡山市も倉敷市も2回目というのはない。何か趣旨があるのか。 ・今回は、国からの補助金はないのか。 ・販売は、市役所・出張所とリブとなっている。総社市には商店街組合はなかったか。商店街があったと思うが。 ・スーパー等での販売は考えなかったのか。 ・リブが中心というのはわかるが、リブに偏ると市内に業者がたくさんある。不公平ということではなかったのか。 ・商品購入はどこでもよいのか。 ・準備の費用は結構かかったのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計書のなかの直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費の55%を足し上げたものを設計価格で割り戻したもの。国の示すモデルによってこういった計算をしている。 ・そうです。 ・そうです。 ・そうです。 ・市民に限ります。 ・国の交付金によって消費喚起ということから、全国一斉に行った。総社市は、前回、非常に好評で一日半で完売してしまい買えない方が多数出た。そのため第2弾ということで実施した。 ・ありません。 ・今はありません。 ・商品券の販売は利益につながる。どこでもというわけにはいかない。市役所が土日祭日に販売できないので、選ばせてもらった。 ・そこも勘察している。地場企業である協同組合がリブの中に集結していることと、購入される方の利便性から選んだ。 ・市内の登録した業者であれば、利用できる店舗にはステッカーを貼ってもらっている。 ・2000万弱だった。
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・事前に応募・抽選というのは申込書でしたのか。また、前回購入者は除外したのか。 ・限度額を下げ、前回購入者を除外したというが、手間ではなかったのか。 ・リブでの購入実績はどのくらいだったか。 ・当たったけど買わなかった人もいる。その場合は。 ・商品券を売って代金をもらい市に収める。委託代金は売った金額で変わるのか。 ・売り上げ代金の0.5%を払ったと。私人であるリブが公金を扱うことは告示等をされていると思うが、公金を扱う他の委託と単価の出し方は同じなのか。 ・0.5%の根拠は別として、契約としては特に問題ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前回は、全戸に引換券を送付し、引換式にしたから、あっというまに完売となったので、申込書を配送して、申し込みが多かったら上限を下げ、さらに前回の購入者は除外することとした。 ・手間ではあるが、データとして持っていたのでできた。 ・予算的には25,000冊みていたが、実績としては16000冊あまりであった。 ・購入されなかった人もいる。それはあまったままで1000冊少々あるが、それを再交付するのは大変。 ・25000冊売れたとして計算しているので、払った金額はもっと少ない。 ・告示等はしている。実際には金融機関に換金してもらっていて、国からは1～2%の手数料で換金といわれていたが、1%でお願いした。リブにはその半額ということでかなり無理をお願いした。ここで販売することで商品を購入してもらいやすいというメリットもあったはず。
--	--

審議の結果について

(委員長) 個々の意見は述べたとおり。検討できるものもあったので、よく検討してほしい。
特に建築の発注については、もっと長期的な計画のもと実施するよう考えてほしい。

(3) その他

・次回の日程等

(事務局) 次回の日程については11月定例会となる。11月16日が委員の任期であるため、日程については、また調整させていただきたい。なお、選定の当番は小寺委員になります。

3 閉会

(事務局) 以上をもちまして平成28年度第2回の委員会を終了します。

平成28年度 第3回 総社市入札等監視委員会概要

審議概要開催日及び開催場所

平成28年11月17日(木) 午前10時00分～11時40分

総社市役所本庁舎2階会議室

委員委嘱

委員 小寺 立名

委員 林 英夫

委員 山田 孝延 3名全員の出席であり委員会は成立

次 第

1 開会

2 委員長選任 小寺委員を委員長に選任

3 議題

(1) 報告事項

・ 審議対象期間の契約状況について (事務局)

総括表をもとに、今回の審議対象期間である平成28年7月1日から9月30日までの契約状況について説明。対象件数は、各課の委託等、建設工事・コンサルを含め全部で142件であること。そのうち、各課で行う委託・修繕が52件。前回の委員会から修繕に関する契約も含めており、昨年度より件数は増えている。(修繕に関するものは19件であった。)

契約検査課・上水道課の建設工事等は90件であり、内訳としては、一般競争が1件、指名競争入札74件、随意契約が15件。建設工事については、4000万円以上は一般競争、130万円以上は指名競争入札、130万円未満は随意契約、という基準を守って行っている。どうしても1者随意契約にしなければならない場合は、妥当な理由であるかをよく確認し、最低限のものとしている。件数としては、昨年度(71件)より増加しているが、金額の大きい一般競争入札の件数が減っており、指名競争入札の件数が増加している。

前回の委員会でも説明したが、今年度は、昨年度で学校の耐震工事などがほぼ終わり、金額の大きい工事は少なくなっている。

(2) 審議事項

審議対象案件の審議 (当番の小寺委員長より抽出案件の説明)

今回の審議事案は、全体で14件を選んでいるが、各課でまとめて審議を行う。

地域応援課の街路樹剪定業務が4件。いずれも指名競争入札を行っているが、どういった業者を選定しているのかなどについて確認したいと思い、選定した。

下水道課の4件については、いずれも日本下水道事業団への1者随意契約であるが、金額が高額であり、すべてが100%の落札率であるということ、また、教育委員会庶務課のエアコン修繕については、7月12日、13日に集中して、同様の随意契約を3本行っているということから、その理由について適正であるかを中心に確認したい。

文化課においては、特殊性を考慮すれば、随意契約もやむを得ないと思うが、いずれも2者で行っており、その理由や選定等が適正であるかを確認したい。

抽出案件（審議順）

	担当課	工事（修繕）又は業務名	契約方法
業務	地域応援課	東総社中原本線街路樹剪定業務	指名競争
業務		中央井手本線外1線街路樹剪定業務	指名競争
業務		中央本線街路樹剪定業務	指名競争
業務		中央井手本線外2線街路樹剪定業務	指名競争
委託	下水道課	総社市公共下水道総社下水処理場に係る技術的援助に関する協定	随意契約
委託		総社市公共下水道富江汚水中継ポンプ場の実施設計の作成委託に関する協定	随意契約
委託		総社市公共下水道中原雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定	随意契約
委託		総社市公共下水道総社下水処理場の建設工事委託に関する協定	随意契約
修繕	庶務課	山手小学校 職員室エアコン取替修繕	随意契約
修繕		総社西中学校 第2音楽室空調機器改修	随意契約
修繕		総社中央小学校 職員室エアコン取替修繕	随意契約
委託	文化課	総社市内出土金属器保存処理業務委託	随意契約
委託		県指定史跡一丁ぐる古墳等下刈清掃業務委託	随意契約
委託		国指定史跡作山古墳下刈清掃業務委託	随意契約

委員からの意見・質問，それに対する回答

委員からの意見・質問	担当課の説明・回答
<p>東総社中原本線街路樹剪定業務外3件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名業者が4件とも5者であるがすべて同じか。 ・4件に分けているのはなぜか。1件にまとめることはできないのか。 ・毎年区割りは同じか。 ・同じ区割りなら業者は昨年を参考に想定金額を計算することが可能ではないか。 ・設計価格の算出はどのようにしているのか。 ・各社その金額が算出できるのか。 ・落札率が他の工種と比較して高いようだが。 ・他の業者を指名することは考えられないか。 ・市外の者を指名することは。 ・他自治体の落札率の状況は。 ・電子入札システムを使ってくじの制度もあるのに，高止まりしてはいるはその制度の意味がない。市外の者を含めるのがいいのか，区割りを変えるのがいいのか，発注の仕方についても，競争原理を働かせる方法を考えて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この4件については同じだが，剪定業務はもう1件あり，それには，違う業者も入っている。 ・剪定業務は年に1回しか発注がないことから，ある程度業者に受注の機会を与えることも必要である。また工期の中で実際に伐採する期間は非常にタイトであることから分割していることもある。 ・同じ ・業者は積算をしていると思うが，設計価格を事前公表しているので，それを参考にとすることはあるかもしれない。 ・県の単価表を使っている。幹周りの太さで単価が違う。 ・積算ソフトがあるので，設計価格と同額を出すことは可能である。 ・例年この位の落札率。過去には少し低く90%位の案件もある。 ・市内，準市内の業者でこの工種を希望している者が少ない。 ・過去には市外を指名していたこともあったが，落札率としては同じくらいであった。 ・近隣で確認できた範囲では，総社市と同程度かそれ以上であった。

総社市公共下水道総社下水処理場に係る技術的援助に関する協定外3件

・すべて見積書を徴していないが。

・なぜ日本下水道事業団なのか。

・他の自治体も事業団と協定しているのか。

・その後に瑕疵が発見された場合はどうなるのか。協定書に記載がないようだが。

・工事完成後精算ということであったが、その額が多いとか少ないとか、他自治体と比較してどうかという検証はしているか。

・瑕疵があった場合の対応と、協定額が妥当であるか、精算金の検証について今後考えて欲しい。すべてを事業団にお任せのような形にしないように。

・契約の相手は、日本下水道事業団であり、契約を結ぶ際は、協定書をかわすことになる。その協定額は事業団と協議し作成した額であることから、総社市契約規則第14条の3第1項のただし書の規定を適用し見積書の提出を省略すること、また、以上のような理由で協定額を予定価格としている。

・事業団は、地方公共団体の出資で設立された地方共同法人で、地方公共団体を支援・代行する機関として、地方公共団体の要請に基づき、下水道の業務を行うことが法律上規定されている唯一の法人。

下水処理場の改築更新に当たっては、下水道法により設計、工事の監督管理など政令で定められた資格を持つ者でなければ行うことができないが、そういう資格を有した職員をその際に配置することが難しいことから、市の業務の代行として事業団へ委託している。

市から事業団へは随意契約としているが、事業団から民間業者への発注は、一般競争入札による公共工事の入札・契約方式によって行われ、入札差金については、精算によって市へ返還される。

・昨年度県内では14自治体が協定を締結している。残りの自治体は昨年そういう工事がなかったのだと思う。

・協定書は事業団の標準的なものを使用している。過去の例では、何かあった場合でも丁寧に対応してもらっている。

・行っていない。

山手小学校 職員室エアコン取替修繕外2件

・参考見積もりを徴した相手が3件とも同じだが。

・参考見積もりは1者でよいのか。

・参考見積もりを徴することについて契約検査課からは、何か指導をしているのか。

・参考見積もりを徴した者が有利にならないか。

・参考見積もりの額をそのまま予定価格としているのか。

・見積もり依頼業者が3者または4者となっているが、どのような選定をしているのか。

・規則の別表を使い130万円以下だから随意契約とあるが、エアコンの取替えがここに該当するのか。

・工事請負費ではないのか。

・エアコンの購入であるなら別表の財産の買い入れに該当するのではないのか。

・見積もり相手について市内業者を優先し、準市内を加えるなどされているが、より競争性を発揮できるよう業者の選定に工夫をして欲しい。

・夏場のエアコンの故障ということで手早く動いてくれたところに頼んだ。即座に動いてくれる者に頼むことが多いのは事実である。

・今回は単純にエアコンの取替え修繕であるので1者としたが、内容によっては複数者徴している。

・(事務局)出来るだけ複数者から徴するよう、各課へ通知をしている。

・エアコンは性能で設定し、同等品を可としているので、有利不利はないと考える。

・そのままではなくあくまでも参考としている。

・基本は市内業者から。今回は一部準市内業者を加えている。業者の選定については必要に応じ契約検査課の助言ももらっている。

・施設修繕の一環ということでここを適用している。

・工事請負費は、新規に工事をするもの、又は大規模な修繕を想定している。

・(事務局)単にエアコンを購入して取り付ける場合は財産の買い入れ。今回のように取替えで電気設備工事・撤去などがあると修繕のことが多い。予算をどう設定するかにもよるが、先ほどの工事請負費を含め判断が難しいところである。

総社市内出土金属器保存処理業務委託外2件

・金属土器が高度な専門性というのは分かるが、この2者しかないのか。

・他県、例えば島根県なども金属土器などは多いと思うので、そういう企業はあると思うが。

・特殊ということだが2者あるなら、2者で入札ということは考えなかったのか。

・予定価格の参考に徴した見積もりはこの2者か。

・結果として参考見積に近い金額での決定となった。

・下刈の2件は金属土器と比べると専門性が低いと思うがどうか。

・下刈はシルバーと森林組合と地元で競争入札とすればいいのではないか。

・他の契約で森林組合での入札がなかったか。

・他の森林組合を呼んでも森林組合同士ではあまり競争性が働いていない傾向にある。

・金属土器については他県での業者でも対応可能なか確認をしてみて欲しい。下刈については、考え方として競争性を重視するのかどうか。地元で実施するのであれば地元育成ということで地元にお任せという方法も考えられると思うが、これは競争面を重視すればいいかがかとなるので、そういった検討もしてもらいたい。

・県内には2者。以前は3者あったがやめられた。県や他自治体では自前で学芸員がするところもあるが、施設(博物館)がないこともあり、総社市では外注としている。

・県外までは確認していない。

・(事務局) この4月に規則を改正した。規則では3者以上を指名することになっているが、特段の事情があれば2者でも入札はできるようになっている。

・そのとおり

・その時のその者の仕事状況によるようだ。手持ちの仕事が少ないということで安価であったケースもある。

・随意契約の理由として同内容の書き方になってしまっているが、専門性というよりは現場に精通しているということが大きい。

・1件は高齢化により地元で出来なくなったため、この2者での見積もりあわせとしたもの。ここはシルバーでも対応できる地形だからいいが、もう1件はシルバーでは無理な急傾斜な山中もあり、見積相手が地元と森林組合しかない。地元がやってくれるなら地元へという考えもあっていいのかもしれない。

(事務局) 松くい虫の防除があった。

審議の結果について

(委員長) 個々の意見は述べたとおり。繰り返しにはなるが、下水道課の業務では、事業団に委託後の対応などについて、事業団と一層協議・確認しながら進めていくように。また、庶務課の修繕については、工事と財産の買い入れの線引きについて、今一度、検討してみて欲しい。

文化課の案件についても、地域内での業者の育成なのか、文化政策、文化財を守ることを重視するのか、ルールづくりをし、ルーティン化できるように考えてみて欲しい。

(3) その他

・ 次回の日程等

(事務局) 次回の日程については2月定例会となる。日程については2月13日から20日あたりでお願いしたい。なお、選定の当番は山田委員になります。→ 2月16日(木)に行うことに決定。

4 閉会

(事務局) 以上をもちまして平成28年度第3回の委員会を終了します。

平成28年度 第4回 総社市入札等監視委員会

審議概要開催日及び開催場所

平成29年2月16日(木) 午前10時00分～12時00分

総社市役所本庁舎2階会議室

委員 委員長 小寺 立名

委員 林 英夫

委員 山田 孝延 3名全員の出席であり委員会は成立

次第

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

・審議対象期間の契約状況について

(事務局) 総括表をもとに、今回の対象期間である平成29年10月1日から12月31日までの事案について説明。対象件数は、工事・コンサルを含め全部で184件であること。各課で行う委託・施設修繕が59件で、そのうち16件が指名競争入札、43件が随意契約であった。入札が出来るものは出来るだけ入札としており、また随意契約となっているものについても、昨年度は1者随契が大半であったが、可能な限り2者以上からの見積徴収で随意契約としている。建設工事、コンサルについては125件であり、一般競争入札が0件、指名競争入札が102件、随意契約が23件。建設工事等については、今回は一般競争となるような大きな案件がなかった分、昨年度より件数は増えている。今年度は特に、7月の豪雨による災害復旧工事の件数が多かった。

(委員) 了承

・入札等監視委員会の運営に関する事務取扱要領の改正について

(事務局) 入札等監視委員会ができて最初の会議で、事務取扱要領を定めた。現行でいくつか相違点があるため、実情に即した内容に改めようとするもの。

(委員) 了承

(2) 審議事項

・審議対象案件の審議

(事務局) 当番の山田委員より抽出案件の説明をお願いします。

(山田委員) 今回は、一般競争入札となった案件がなかったため、指名競争、随意契約から選定した。

各所属で実施している委託・修繕からは、4課から8件の案件を選定。建築住宅課と下水道課については、3本ずつまとめた審議としたい。交通政策課の修繕については、保守を行っている業者2者を選定ということで、その内容を確認したい。長寿介護課の見守り支援システム導入業務委託については、プロポーザルで実施しているため、その内容を確認するために選定した。建築住宅課については、いずれも市営住宅の修繕であるが、ほぼ同時期に3本の随意契約を行っており、いずれも同じ業者が落札しているため、業者選定等を確認したい。

また、下水道課については、いずれも1者随意契約の清掃業務であるが、落札率が100%となっており、改善の余地がないかを確認したいと思い選定した。

建設工事については、工事内容そのものというよりも、最低制限価格などの制度を改めて確認したいと思い、落札率が100%であった下水道課のネットワーク管理設工事と、今回の案件の中で金額が一番大きかった上水道課の配水管布設工事の2件を選定した。

抽出案件（審議順）

	契約方法	担当課	工事又は業務名
修繕	随意契約	交通政策課	視覚障害者用交通信号付加装置更新修繕
委託	随意契約	長寿介護課	総社市見守り支援システム導入業務委託
修繕	随意契約	建築住宅課	市営三輪住宅3-3浴室扉取替ほか修繕
			市営三輪住宅1-3空家修繕
			市営三輪住宅2-1内装他修繕
委託	随意契約	下水道課	公共下水道管路清掃（3期）業務
			公共下水道外管路清掃（4期）業務
			岡谷処理施設清掃業務
工事	指名競争	下水道課	総社下水処理場・山手浄化センターネットワーク管理設（1工区）（舗装）工事
工事	指名競争	上水道課	駅前一丁目外（国道180号横断）配水管布設工事

委員からの意見・質問，それに対する回答

委員からの意見・質問	担当課の説明・回答
<p>○視覚障害者用交通信号付加装置更新修繕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の理由で相手先が県の交通規制課と保守委託している業者とある。その他のところでは県の設置工事で契約している業者とある。保守はいわゆるメンテナンス。設置工事は新設。業者の対象が異なるのでは。 ・交通規制課が保守委託している業者というのは、今回対象となっている信号機について、保守委託している業者ということか。 ・該当の業者は何社くらいあるのか。 ・岡山県内で3者しかない。そのうちから2者を選んだのか。 ・2者の見積り額の差が大きい。何か理由があるのか。 ・見積書を2者比較して内容はどうか。人手の問題なのか、ハードの問題なのか、ノウハウの問題なのか。それによって予定価格が適切であったかチェックできないか。設置できる業者が3者しかないならば、価格も似てくるのではないか。 ・保守委託がその後に発生するなら、そのコストの比較も必要だが。 ・保守委託をしている3者というのは県警の信号というだけで、今回取り付ける機器は対象外か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・器具の取替修繕になる。メンテナンスも工事も含めて同じ業者となる。 ・結果的にそうだった。 ・岡山県内で保守しているのは3業者。 ・そのうちから総社市に指名願いが出ている2者を選んだ。 ・詳しい理由は聞いていないが、落札した業者は当該信号機の移設を施工しており、その際に総社市の装置も移設したので安くなったのではないか。 ・労務費については、大きいと思います。 ・その後の保守委託はない。 ・県警の信号機は随時保守をしていると思うが、市が設置する今回の機器は必要に応じて対応を依頼している。

・1号随契としているが、契約の種類ごとに金額の定めがある。1号随契の金額の範囲はどうだったか。

・工事又は製造の請負に該当するということか。

・修繕という前提か。

・機器の更新で購入。取り替えて更新するという
ことで修繕ということか。

・修繕であれば1号随契でいけると。予定価格を
算定するために参考見積りを徴しているがそれ
はどこか。

・1者のみか。

・参考見積りを徴するのにその者とした経緯は。

・その信号移設はその者がするからと。

・参考見積りを徴するのは2者以上でなかった
か。ルールを決めていなかったか。

・話を聞いていると6号随契も考えられる。県の
信号機を移設する者に一緒にしてもらえば、経済
的に有利であると。不具合対応を含め入札に付す
ことが不利ととる可能性もあったのかと。1号
随契でいくなら参考見積りは複数者からのほう
がよいと思う。

○総社市見守り支援システム導入業務委託

・プロポーザルの提案内容は。

・建築の場合は、提案を求める場合は、この案件
の課題はこうだから、この課題をどう解決するの
かを提案してもらおう。要領などを見たがそのポイ
ントがわからない。どう考えているので、どう提
案してもらえるのか、問いかけと課題設定と、そ
れに対する提案が見当たらない。

・(事務局) 1号のうち工事又は製造の請負が130
万円。財産の買い入れが80万円。物件の買い入
れが40万円。財産の売り払いが30万円。物件
の貸付が30万円。それ以外が50万円。

・(事務局) 修繕ではそういう扱いが多い。

・(事務局) 予算が修繕費。

・取替えを含めて修繕としている。

・今回の落札業者。

・1者から徴して仕様書を作成した。

・県警からの紹介。

・通常の情報はその業者であると。

・(事務局) 出来る限り複数者が望ましいとして
通知している。今回は県警からの紹介ということ
もあるのだろう。

・会社の実績もあるが、システム本体の機能、検
索・閲覧・登録を含め、職員が様式設定できるな
ど自由さ、データの更新作業ができ、拡充し福祉
行政の情報が持てる横断的なシステムを機能要
件にした。263の要件を確認しプロポーザルを実
施した。

・機能要件のなかにもあるがセキュリティ部分
について個人情報がかかなり含まれており、障害や
要支援といった情報もあり、必要な情報がセキュ
リティを持った構築が出来るのかを示している。
全体的に機能的なところが多く、どこまで広く情
報を持てるか、各権限を持ったものしか情報を見
られないようにするとか。住民記録情報とのスム
ーズな連携など、機能の部分を大きく見ている。

・それは審査する側の視点。各社に対する課題がわからない。意思が明快でないと感じる。

・2者から提案を受けて、それぞれの提案はポイントで比較しどうであったか。

・今回、落札できなかった者の提案は、それにそぐわなかったということか。

・選考委員が7名。システム全体について専門的知識をもった職員はいるのか。

・ハードよりソフトについて知っている専門家は比較することはできても、他の委員は何を審査すればいいのかわからないのでは。業者を比較するポイントが多面的にわたっている。

・建築では、通常書類上で機能的なチェックを専門化がして書類審査とし、出てきた点数と実際にプレゼンで使用するユーザが2段階で採点していくが、今回はプレゼンしてもらって、システムがわかる人もわからない人も同じウエイトで採点しているということか。

・採点者によって、2者の点数がバラバラであるが、システムに精通した者としていない者で共通点はあるか。

・どういった点で点数の差がでたのか。

・防災という非難行動要支援者を安全に非難させる基になるものと考えている。どんな状況でも安定した稼働を求めている。市として大規模災害時に迅速なシステムデータが使用できることが課題であり、高齢者、障害者等一人で逃げられない方の実態を確実にシステムで網羅して、福祉や消防で市民の命と財産を守るために有効に活用したいということが背景・課題であったので、そこを一番重視して、データ一元化しシステムによって瞬時に判断できることを投げかけた。それに耐えうるシステムであることが一番大事と考えている。今までバラバラの分野でバラバラで情報を有していたものを一元化できるのが最も大きい。

・実際にシステムを投影しながら説明を受けた。専門知識のない職員もいるし、機能を知らないものもいるが、誰もが見やすい画面展開、使いやすいもの、どういったものが大事な情報かわかりやすい説明。要点の絞込み、対象の絞込みなど、職員でのカスタマイズの有無などを見た。

・ある程度沿っていて、市の求めるものは出来ていたが、落札者がそれを上回るものであった。

・専門的知識のあるシステム担当と相談しながら仕様を作成し、審査のなかにも入ってもらっている。

・機能要件確認書というところで、全項目を対応できる社と、5テーマほど対応できない社であった。そういうところで専門的知識の有無は関係なく採点できる。

・そうです。ただ、システムの機能的なところについては我々でもわかるものもある。

・細かい数字でみると、1件1件で機能的なところは全員理解している。プロポーザルの表現の仕方もあるが、総社市にとってのメリットについてプレゼン能力の差もある。

・見易さ、職員の使いやすさ、システムの管理体制といったところ。

・900万円が上限価格となっていた。費用が一番重要な項目でないところが、金額面の差はあったのか。

・その後の保守を含めても。

○市営三輪住宅3-3浴室扉取替ほか修繕外2件

・2者から見積りを徴している。修繕であればもう少し多くの業者が対応できると考えるがどうか。

・今回修繕した場所について、修繕が必要であるとの把握、認識はこのときに初めて知ったのか。従前からわかっていたのか。

・今回の3件は同じ棟であり、3件まとめて施工することが可能では。

・先ほどの説明で、建築年数が違うということは、それぞれ建物が違うと思うが、保守計画・修繕計画はあるのか。

・今年度はどこをするとか優先順位もないのか。

・この個別の案件というよりも、総合的な市営住宅の修繕計画は。

・修繕計画がわかっていけば、業者も対応できる場所が増えるのでは。今回の説明を聞くと、個別の市営住宅で対応してくれる業者が少なくな

・僅差であったが、落札者が低かった。

・保守は若干逆転しているところがあった。システム担当と相談したが、かなり厳しい金額設定になっているので、僅差になるだろうということだった。

・市営住宅は建設後から非常に年数を経過しているものが多い。過去に辞退される例も多かったことから、実際に施工してもらえる業者に見積りをお願いしている。

・前年度から認識していた。年度が変わって全体の工事の具合をみながら発注をかけた。市営住宅全般について、古いものは昭和29年、新しいものでも昭和50年であり、非常に修繕箇所が多く、突発的に壊れることも多い。一年を通してこの部分を考えていても、突発的なものを優先するので、どうしても修繕計画が後になる。また、突発的なものでも大規模なものも発生しており、ガスや水道の修繕を含め追いついていないのが現状。

・入居者がいて修繕する部屋、入居者が出て修繕する部屋もあり、合わせて施工することは非常に難しい。

・全体的なものはない。政策空家といって、非常に老朽化が激しく、新しく入居者を入れないところもある。今年度は8戸を除去した。住宅によって工法が全く違う。建築年代も違うので傷み方も違う。全体は難しくその場限りとなる。何年か越しのものは考えている。

・優先順位は年度初めに大まかに決めているが、突発的なものが多くあり、後回しになりがち。今回の3部屋は遅れたが計画通り今年に修繕した。

・30年度までの長寿命化計画はあるが建替えはない。修繕では来年度からバリアフリー化を考えている。また屋根の葺き替え、ガス管の取替えは考えている。全市営住宅共通のものはない。

っていると感じた。そういったところを改善なり合理化し、業者にとっても計画を立てやすい形で修繕が位置づけられないか。

○公共下水道管路清掃（3期）業務外2件

- ・3者ともし尿収集運搬業者か。
- ・総社市のし尿収集運搬は委託か許可か。
- ・し尿収集運搬業者が区域割で業者が決まっているのか。
- ・エリア内の業者に特命随契でお願いしたと。これは、合特法のからみになるのか。
- ・合特法に関する合理化計画の策定については下水道課ではなく環境課となるのか。
- ・計画自体の策定はしていないのか。
- ・これまでもずっと長くこういう形で、ここだけに限らず他の下水道管路清掃、処理施設の清掃業務、施設の維持管理は特命随契で決まっているということか。
- ・金額について予定価格と同額であるが、これも決まっているものか。
- ・業者が変わっても同じか。
- ・下水道課としてはこうせざるを得ないが、環境課のほうで合理化計画をきちんとたてるとか、期限を定めるとか代替業務をどこまで出し続けるのかを環境課で整備すべき。作成の際には下水道課も一緒にとなると思うが、そういう話はないのか。
- ・衛生業者の組合はあるのか。
- ・協定を締結して、これは代替業務で出すとか取り決めはあるのか。

- ・そうです。それぞれ国、県の登録業者。
- ・下水道課で頼む場合は委託。し尿の収集運搬は環境課なので詳細はわからない。
- ・おそらく下水道課の業務と同じように県、国へ登録して、この業者はこの範囲と決まっていると思う。浄化槽に関しては県の条例があつて区域が決まっている。し尿も登録だと思うが詳細は分からない。
- ・それはございません。
- ・担当は環境課になります。
- ・総社市では計画の策定はありません。
- ・そうです。
- ・管路清掃については、下水道課で設計書を作成し、業者に金額の入っていない設計書を渡して見積りもらった。根拠となる単価は同じであるので同じ金額になりがち。
- ・根拠となる単価はそれぞれあるが、同じものを見て積算するのでそうなる。
- ・今のところない。
- ・清掃はあつたと思う。
- ・そのあたりは環境課のほうもあるので、なんとも言えない。

・その業界団体と協定書なりで、この業務については、それぞれの地域割りをしている、清掃、収集運搬業者に随意契約で出すんだということか。

・エリアは重なっていないのか。

・下水道の普及に伴い、収集運搬業者の仕事が減って減車となったのか。

・管路清掃業務は、どの業者でも出来るのではないか。

・合特法と書かれていないので、あえて合理化事業の業務として出しているわけではない。

・業務への精通ということからここしかない。合理化事業については環境課に確認しないとわからない。ここだけでは判断が難しい。

○総社下水処理場・山手浄化センターネットワーク管理設（1工区）（舗装）工事

・先ほど入札制度全般について説明を受けたが、落札者は設計価格と同額を応札している。今回の入札の設計価格は事前公表か。

・他社が全社失格となり、設計価格と同額の社がたまたま落札したと。

・毎回、この議論の際にでる話だが、これだけ低い価格で応札している者があるのはもったいない。変動率の幅を変えるなどいろいろと工夫されているが、今後の対応として何か考えているか。

・下水道課としては、合特法という以前に、地域割りであるとかで限定して選定している。

・重なっていない。

・普及は進んでいるが、減車については下水道課では把握していない。

・地域の状況をよく分かっている業者が好ましい。清掃は圧力をかけて管に付着しているものを剥ぎ取ったりする。圧力の掛け方でマンホールの蓋が飛んで事故となっても困る。どう影響するかを把握している者をお願いすることが、結局は問題が起こりにくいということもある。

・ではない。

・事前公表としている。

・入札条件に記載しているとおり、積算内訳書というものを添付させている。国からの指導でちゃんと積算し応札していることを確認するためだが、設計書と比較してほぼ同様の額を積み上げて応札していた。ただ単に設計価格を見て応札したものではないと思う。

・確かにこの入札等監視委員会で意見を頂き、変動率をプラス2%からマイナス6%に下げたこともある。今回、山田委員が落札率100%だからということで選定されたので、過去の結果をみたが100%は本年度からで計3件あった。原因を考えたが、国からの指導で設計価格＝予定価格というのがある。設計価格の端数を調整したり、設計価格の98%とかを予定価格としたりするのは歩切りであり違法だと。総社市では昨年の途中まで端数を調整していたこともあり、今回のような者は落札となっていなかった。3年前に事件があって以降、設計価格を事前公表としているのも

<ul style="list-style-type: none"> ・設計価格はどうやって決まるのか。 ・落札者以外はある程度のラインを狙って応札しているかもしれない。設計すると576万円だけど、実勢価格としてはこのくらいというのがあるのかもしれない。 ・あるいはその位でみんな応札できる。 ・設計価格を決める際に、コスト面を含めるなど工夫できないか。 ・単価はある程度の期間で改定があるのか。 ・せっかく安く応札してくれる者がいるのだから、この構造がもう少しうまく出来ないか。 ・6者は指名か。 ・価格の計算は業者で大体はできるものか。 ・いろいろと縛りが多い中、設計価格が事前公表でありながらも、レンジで公表するとかで業者の応札の仕方も変わってくるかもしれない。工夫をお願いします。 <p>○駅前一丁目外(国道180号横断)配水管布設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配水管の更新工事ということか。 ・既存の配水管のうちこの部分を施工するということだが、この部分をどう特定するのか。 ・指名基準業者数は8社で、そのうち7者を指名したということか。 	<p>要因の一つと思うが、これを事後公表とするのはコンプライアンス意識を益々高める必要があり、判断が難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当課の工事担当技師が作成する。県の統一した単価表を使用している。 ・今回では基準率の86.7%がそのラインといえる。 ・あまり低くなると品質確保とか担い手育成という面で問題がある。 ・県の単価表を使用しているので変えることはできない。最新の単価で最新の最低制限価格を使用するようにと国の指導もあり、なるべくそれに沿っている。 ・毎月細かい単価改定と、7月に大きな制度改正がある。 ・なかなか難しい。 ・指名です。 ・土木工事、舗装工事は同額の算出も可能。建築工事は見積りが多いので難しい。他自治体では10者指名したら9者が同額でくじ引きというところもある。 <p>・そうです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿管の更新事業であり、石綿管が残っているところを変えようとするもの。 ・(事務局) A ランクの工事であれば8社選ぶことになるが、7者しか該当の社がなかった。基本
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・4000万円以上が一般競争入札と聞いている。今回極めて4000万円に近い設計金額である。一般競争入札としてもよかったのでは。 ・計算して4000万円を超えていたら工期が間に合わなかった。 ・設計は上水道課で。ぎりぎり4000万円以下だったと。 ・一般競争入札となった場合でも市内業者とか制限があるのか。 ・一般競争でも市内業者優先ということはあるのか。 ・一般競争とした場合でも、今回の指名と同じメンバーになるのか。 	<p>的には市内業者から、次に準市内業者から選ぶことになるが、それでも7者であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(事務局) 一般競争の基準以下の金額だから全く一般競争にしないというわけではないが、システムを使い適正に計算した結果、この設計価格となっている。工期が3月末ということから、どうしても一般競争となると指名競争より発注までの期間がかかることを考慮した。 ・(事務局) そうなりそうな場合は、設計を組んでから入札までの期間や工期の兼ね合いについて、事前に相談があると思う。工期についても国から適切に設定するようにと指導がある。 ・担当が積算し、他の職員が検算している。 ・(事務局) 制限付一般競争入札としている。 ・(事務局) 条件設定はある。 ・(事務局) 業者登録の際に市内・準市内業者は希望する工種を3つまで選択でき、そこから指名をしている。一般競争となると、水道の資格や実績などの条件を満たせば応札できるので、少し増えるかもしれない。
--	--

・審議の結果について

(委員) 個々の意見はすでに述べたとおり。各課で行う入札等の結果については、現在、ホームページなどでの公表を行っていないが、公表していくべきではないか。

また、市営住宅等の空家の修繕については、入居者のためにも、長期的な修繕計画を立てるべきではないか。

(事務局) 検討します。

(3) その他

・次回の日程等

(事務局) 次回の日程については、29年度の第1回会議ということで、6月定例会になります。平成29年6月20日(火)午前10時からお願いいたします。選定の当番は林委員になります。

3 閉会

(事務局) 以上をもちまして平成28年度第4回の委員会を終了します。